

# 一般社団法人つくり東京ファンド

## 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人つくろい東京ファンドと称し、英文ではTsukuroi Tokyo Fundと表示する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都中野区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、生活困窮者に対する各種支援活動を行い、社会的なセーフティネットを充実させることを通して公共の福祉に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 応急的な住まいを提供する事業
- (2) 緊急的な食糧及び物資を提供する事業
- (3) 生活相談、医療相談等の相談事業
- (4) 文化活動及び社会的な居場所づくり事業
- (5) 生活困窮者支援に関する研究・提言事業
- (6) 広報及び人権啓発事業
- (7) 飲食店の営業
- (8) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機関の設置)

第6条 当法人は、理事会及び監事を置く。

(特別の利益の禁止)

第7条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、当法人の役員若しくは社員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

## 第2章 社員

(法人の構成員)

第8条 当法人は、当法人の事業に賛同する個人又は団体であつて、次条の規定により当法人の社員となつた者をもつて構成する。

(社員の資格取得)

第9条 当法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申し込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第10条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用にあてるため、社員は、社員になつた時及び毎年一回、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第11条 社員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第12条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

(社員資格の喪失)

第13条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第10条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡し又は解散したとき。

### 第3章 社員総会

(構成)

第14条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 定時社員総会は、毎年度7月中に一回開催し、臨時社員総会は、随時必要に応じて開催する。

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、すべての社員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した社員の中から議長を選出する。

(議決権)

第19条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定めた事項

(代理)

第21条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第22条 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

## 第4章 役員

(役員を設置等)

第24条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
  - (2) 監事 1名以上
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
  - 3 理事のうち、1名以上を業務執行理事とすることができる。

(選任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法人税法施行規則第2条の2第1項に定める特殊の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 各理事について、その配偶者又は3親等内の親族が1名を越えて理事に含まれてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第29条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第30条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人と  
その理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第32条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当法人は、外部役員との間で、一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金1万円以上で当法人があらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

## 第5章 理 事 会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第35条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につ



いて、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合には、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

## 第6章 基金

(基金の拠出)

第40条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の募集等)

第41条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会の決議を経て代表理事が別に定める基金取扱規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第42条 基金の拠出者は、前条の基金取扱規程に定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第43条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

第44条 基金の返還を行うときは、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第45条 当法人の事業年度は、毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わる。

(事業報告及び決算)

第46条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号についてはその内容を報告し、第2号及び第3号については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の規定により報告され又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第48条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第49条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第9章 附 則

(最初の事業年度)

第50条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成27年4月30日までとする。

(設立時役員等)

第51条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事 稲葉 剛  
設立時理事 森川 すいめい  
設立時理事 西岡 誠  
設立時理事 前島 正人  
設立時理事 吉田 敬三  
設立時代表理事 稲葉 剛  
設立時監事 河崎 健一郎

(設立時社員の氏名及び住所)

第52条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 住所 埼玉県戸田市本町五丁目12番36-605号  
氏名 稲葉 剛  
設立時社員 住所 東京都練馬区土支田一丁目31番11-306号  
氏名 森川 すいめい  
設立時社員 住所 東京都港区六本木四丁目2番8-213号  
氏名 西岡 誠  
設立時社員 住所 東京都中野区野方二丁目7番15号 木村荘6  
氏名 碓氷 和洋  
設立時社員 住所 東京都足立区柳原二丁目34番2号 影山方  
氏名 吉田 敬三

以上、一般社団法人つくろい東京ファンドを設立するため、設立時社員 稲葉 剛 他4名の定款作成代理人である行政書士古谷優子は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成26年6月9日

設立時社員 稲葉 剛

設立時社員 森川 すいめい

設立時社員 西岡 誠

設立時社員 碓氷 和洋

設立時社員 吉田 敬三

設立時社員の定款作成代理人 行政書士 古谷優子